

# みまもり通信 その17 <平成22年9月号>

6か月前から自宅に**電話**がかかってきて、「**健康になれるよ**」と



契約した。毎月届く商品は飲みきれず、支払い額も高額で、年金では払いきれない、解約できるかと相談がありました。特商法では、**過量販売**(通常使用する量を著しく超えた量)の契約は、1年以内であれば**取り消し可能**です。**健康食品**を**効能・効果**をうたって販売した場合は、**薬事法**にふれます。困ったことがあれば、**札幌市消費者センター(728-2121)**にご相談ください。